

山梨県公報

第二千五百八十五号

平成二十八年

三月三日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………一一七

公告

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………一一七

人事委員会

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一一八

告示

告示

山梨県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月三日

山梨県知事 後藤 齋

一 保安林の所在場所

南アルプス市塩前字塩沢西二四一、二四三、二四二・二四四・二四五・大嵐字古坂一五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩沢西二四一から二四三まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年三月三日

山梨県知事 後藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年三月三日

山梨県知事 後藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人蝶の家
 - 2 代表者の氏名 大山 隆治
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市小笠原百六十八番地九
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者を対象に、交通機関を利用することが困難な人の移送に
関する事業を行い、聴覚障害児・者等の通院、通学、買い物等の援助を通して、社
会参加の助成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年二月二十五日から同年四月二十四日まで

● 葎崎都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成二十八年三月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

葎崎都市計画道路

（三・五・一号 本町絵見堂線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

葎崎市水神一丁目三番一号 葎崎市建設課

四 縦覧期間

平成二十八年三月三日から同月十七日まで

人事委員会

● 第八十七回（平成二十八年年度）山梨県警察官A採用試験の実施について
第八十七回（平成二十八年年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成二十八年三月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	5 4 名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	6 名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性	昭和61年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成29年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成29年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成28年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和61年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（又は独立行政法人大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

- (1) 試験案内配布開始日 平成28年3月17日(木)
 (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成28年3月17日(木)から平成28年4月15日(金)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成28年3月17日(木)から平成28年4月15日(金)まで (土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	平成28年3月17日(木)から平成28年4月15日(金)まで	平成28年4月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成28年3月17日(木)から平成28年4月8日(金)まで	平成28年4月8日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成28年5月8日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	平成28年5月28日(土) (集団面接)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成28年5月29日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第3次試験	平成28年6月27日(月)～6月28日(火) のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	平成28年7月11日(月)～7月12日(火) のうち指定する1日 (個別面接)	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分
	資格加点	武道 5点 英語 5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う（別掲1）。
第2次試験	身体検査（1回目）	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う（検査項目別掲2）。
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ・公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸
	人物試験Ⅱ	20点	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。
第3次試験	第1次試験日に実施		
	論文試験	20点	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】90分
	第2次試験日に実施		
	人物試験Ⅰ	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて検査を行う。
	人物試験Ⅱ	50点	社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。
身体検査（2回目）	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う（検査項目別掲2）。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。	

- (1) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 資格・技能（第1次試験で加点対象とされた武道・英語の資格等（別掲1）は除く。）
、スポーツ大会出場歴については、第3次試験の人物試験Ⅱ（個別面接）の際に加点要素とする。
- (4) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及

び第3次試験の合計得点の高い順にそれぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準																						
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合																						
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>37kg以上</td> <td>21kg以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（30秒間）</td> <td>12回以上</td> <td>5回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>27cm以上</td> <td>31cm以上</td> </tr> <tr> <td>反復横とび（20秒間）</td> <td>31回以上</td> <td>27回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン（往復持久走）</td> <td>18回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>立ち幅とび</td> <td>162cm以上</td> <td>113cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験種目	基準		男性	女性	握力	37kg以上	21kg以上	上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上	長座体前屈	27cm以上	31cm以上	反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上	20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	立ち幅とび	162cm以上
試験種目	基準																							
	男性	女性																						
握力	37kg以上	21kg以上																						
上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上																						
長座体前屈	27cm以上	31cm以上																						
反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上																						
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上																						
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上																						
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>10回以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験種目	基準		男性	女性	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上														
試験種目	基準																							
	男性	女性																						
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上																						

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (5) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点の上位者
 - イ 第2次試験・人物試験Ⅱ（集団面接）の得点の上位者
 - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成28年5月16日（月）
 第2次試験合格者発表 平成28年6月10日（金）
 最終合格者発表 平成28年7月22日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約216,600円（平成28年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成28年度山梨県警察官A採用試験（第1回）案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定）
		②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
警察官A（女性）	英語	①実用英語技能検定 2級以上
		②TOEIC 470点以上
		③TOEFL PBT 460点以上
		CBT 140点以上
	iBT 48点以上	
	④国際連合公用語英語検定 C級以上	

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までには取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び基準

検査項目		基準	
		警察官 A (男性)	警察官 A (女性)
(1回目) 身体検査	身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
(2回目) 身体検査	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	職務遂行上支障がないこと。	
	聴力	正常であること。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	